

(仮称) 越谷市自治基本条例 (素案)

第 5 章 市議会・行政

第 6 章 住民投票

第 5 章 議会・行政

(行政運営の原則)

第 0 条 市は、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる事項を原則として、行政運営の推進を図ります。

- (1) 市は、公正で公平かつ効率性・透明性の視点に立って、行政運営を推進します。
- (2) 市は、多様な市民ニーズを把握し、行政サービスの向上につなげるよう努めます。
- (3) 市は、市民の意思が市政に反映できるよう、市民の参加及び協働の推進による市政運営に努めます。
- (4) 市は、市政情報を市民に提供するに当たっては、情報が市民に分かりやすくかつ広くいきわたるよう努めます。
- (5) 市は、市の行政課題や市民ニーズに対応するため、自らの責任において法令を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。

(総合振興計画)

第 0 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市民の参加を得ながら総合振興計画を策定します。

(行政評価) →構造案に追加

第 0 条 市は、総合振興計画をはじめとする重要な計画、予算・決算及び事務内容等について、行政内部及び外部機関による評価を実施します。

- 2 市は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

(財政運営)

第 0 条 市は、国や県への税源・財源移譲を拡大する要望とともに、市有財産の活用等を図ることにより、自立的な財政基盤の強化に努めます。

- 2 長期的な展望に立って財政計画を策定し、総合振興計画及び行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 市は、財政状況に関する情報、予算編成・執行及び決算に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(組織)

第〇条 市の組織は、政策課題に的確に対応できるよう、機能的であるとともに、常に組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

2 市の組織は、市民にとって分かりやすい組織であるとともに、社会経済情勢の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図ります。

(市民の行政への参加) →構造案に追加

第〇条 市は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

2 市は、審議会等の附属機関及びこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

3 市は、第2項の市民公募を行うに当たっては、自ら意思表示することが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

(市と市民との協働) →構造案に追加

第〇条 市は、越谷市の市民活動やコミュニティ活動を活発にし、その主体的な活動を支援するための仕組みや市民との協働方針の整備に努めます。

2 市は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重します。

(市民の活動支援) →第1部会(市民活動団体など)に追加の提案

第〇条 市は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重した上で活動促進のための支援とともに、基盤整備に努めます。

(市民活動団体の公共サービスへの参入機会の提供) →構造案に追加

第〇条 市は、公共事業及びその他公共サービスの事業実施に当たっては、市民活動団体の参入機会の拡大に努めます。

(意見公募手続) →構造案に追加

第〇条 市は、総合振興計画をはじめとする重要な計画の策定に当たっては、あらかじめ計画案を公表したうえで、市民から計画案に係る意見を募る手続を行います。

2 市は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(危機管理) →構造案に追加

第〇条 市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。

2 市は、災害等の発生時には、市民、関係機関、広域的な相互協力機関等

と連携し、市民生活の支援に努めなければなりません。

- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。
- 4 市は、安全で安心な住みよいまちづくりのため、市民及び関係機関等と連携・協力して、防犯や防災など地域安全対策の取組みに努めます。

第6章 住民投票

(1) 非常設型

(2) 常設型

※ 当面、越谷市は市政を二分するような状況が想定されにくいことを勘案して、(1)の「非常設型」を提案します。